

役員等報酬規程

社会福祉法人すずらん福社会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人すずらん福祉会（以下「法人」という。）定款第8条および第21条の規定に基づき、評議員および理事・監事（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等の報酬等は次のとおりとする。

- (1) 理事長については、法人の代表者として業務を執行することから、理事長報酬として月額400,000円の範囲で支給する。
- (2) 非常勤役員等については無報酬とする。
- (3) 常勤職員理事については、役員等報酬は無報酬とし、給与規定に基づき職員給与を支給する。

(役員等の交通費等の支給)

第3条 非常勤役員等に対しては、理事長の指示または理事会の委任を受け、理事会および評議員会に出席した場合や監事が監査を実施した場合等の法人業務を行う場合には、費用の弁償及び交通費等を支給する。

評議員	10,000円
理事	10,000円（理事長及び、常勤職員理事を除く）
監事	10,000円

(報酬等の支給方法)

第4条 理事長報酬については、毎月25日（ただし、支給日が金融機関の休日にあたるときはその前日に繰り上げて支給）に本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

- 2 非常勤役員等については、発生後に速やかに支給する。

(公表)

第5条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この役員等報酬規程を変更しようとするときは、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めること

とする。

(附 則)

1. 規程は、令和 元年 6月22日から施行する。
2. この規程は、令和 2年 4月 1日から一部改定する。
3. この規程は、令和 2年 6月15日から一部改定する。
4. この規程は、令和 4年 6月15日から一部改定する。